

食品営業許可の有効期間に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第52条第3項及び福岡県食品取扱条例（昭和28年福岡県条例第47号。以下「条例」という。）第5条第3項の規定に基づく許可の有効期間の付与に関し必要な事項を定めることにより、施設の優良性及び衛生管理の優良性を公正かつ円滑に評価し、もって営業者の自主的な衛生管理の取組の促進を図るものである。

(査定及び許可年数の決定)

第2条 法第52条第2項又は条例第5条第2項の規定に基づく許可に当たっては、次の各号に掲げる申請区分に応じ、当該各号に掲げる項目について、別紙「食品営業許可年数査定基準」により各項目の適否を判定し、適合する査定項目の数（以下「適合項目数」という。）を決定する。

- 一 新規許可申請 別表第1に掲げる査定項目
 - 二 更新許可申請 別表第1及び別表第3に掲げる査定項目
- 2 新規許可申請に対する許可にあつては、前項の規定に基づき決定した適合項目数に係る別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる年数を許可年数とする。
- 3 更新許可申請に対する許可にあつては、第1項の規定に基づき決定した適合項目数に係る別表第1に掲げる査定項目については別表第2、別表第3に掲げる査定項目については別表第4の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる年数を合計し、許可年数とする。ただし、許可年数は10年を超えないものとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、別表第5の左欄に掲げる業種、業態及び形態にあつては、同表右欄に掲げる年数を許可年数とする。

(許可の有効期間の付与)

第3条 許可の際に付与する有効期間の満了日は、営業所の所在地等を考慮し、当該許可日に前条の規定に基づく許可年数を加えた日から起算して1年を超えない日とする。

2 前項の規定にかかわらず、許可を受けようとする者の申出により、前項の規定による有効期間満了日より短い日を有効期間として付与することができる。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(関係通知の廃止)

2 「食品営業許可の取扱いについて（通知）」（平成7年11月10日7生衛食第160号）及び「営業許可有効期間査定マニュアルについて」（平成7年11月20日7生衛食第163号）は廃止する。

別表第1（第2条関係）

| 査定項目 | |
|--------|------------|
| 施設の構造 | 建物 |
| | 天井 |
| | 内壁・腰張 |
| | 床 |
| | 空調設備 |
| 食品取扱設備 | 洗浄設備 |
| | 保管設備 |
| | 冷蔵・冷凍設備 |
| | 製造・加工・調理設備 |
| 給水等 | 給水 |
| | 手洗設備 |
| | 便所 |

別表第2（第2条関係）

| | |
|---------|----|
| 適合項目数 | 年数 |
| 0～3項目 | 5年 |
| 4～6項目 | 6年 |
| 7～9項目 | 7年 |
| 10～12項目 | 8年 |

別表第3（第2条関係）

| 査定項目 | |
|-------------|-----------------|
| 自主的な衛生管理の取組 | 衛生教育 |
| | 危機管理 |
| | 使用水管理 |
| | そ族昆虫防除 |
| | 管理運営 |
| | HACCPチーム及び製品説明書 |
| | 危害要因分析～改善措置 |
| | 検証 |

別表第4（第2条関係）

| 適合項目数 | 年数 |
|-------|----|
| 0項目 | 0年 |
| 1～2項目 | 1年 |
| 3～4項目 | 2年 |
| 5～6項目 | 3年 |
| 7～8項目 | 4年 |

別表第5（第2条関係）

| 業種、業態及び形態 | | 年数 |
|---------------------------|---------|----------|
| 乳類販売業（特殊形態営業を除く。） | | 6年 |
| 食肉販売業（包装食肉）（特殊形態営業を除く。） | | 6年 |
| 魚介類販売業（包装魚介類）（特殊形態営業を除く。） | | 6年 |
| 食品販売業（行商及び特殊形態営業を除く。） | | 6年 |
| 行商 | | 5年 |
| 特殊 形態 営業 | 移動営業 | 5年 |
| | ろ店営業 | 5年 |
| | 仮設営業 | 5年 |
| | 自動販売機営業 | 6年 |
| | 臨時営業 | 申請のあった期間 |

備考

- 1 表の左欄中「(包装食肉)」及び「(包装魚介類)」は、食品の細切等の行為を行わず、包装された食品の販売のみ行う営業について、福岡県食品衛生法施行条例（平成12年福岡県条例第17号。以下、「施行条例」という。）第3条第2項の規定に基づき施設基準を緩和して許可する業態を指す。
- 2 表の左欄中「移動営業」、「ろ店営業」、「仮設営業」、「自動販売機営業」及び「臨時営業」は、施行条例第3条第2項の規定に基づき、「特殊形態営業に関する取扱要領」（平成元年4月1日施行）により施設基準を緩和して許可する形態及び条例により許可する形態を指す。